

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公表番号】特表2008-528027(P2008-528027A)
 【公表日】平成20年7月31日(2008.7.31)
 【年通号数】公開・登録公報2008-030
 【出願番号】特願2007-553056(P2007-553056)
 【国際特許分類】

C 1 2 N 5/10 (2006.01)
 A 0 1 K 67/027 (2006.01)
 C 1 2 N 15/09 (2006.01)
 A 6 1 K 38/24 (2006.01)
 A 6 1 K 38/22 (2006.01)
 A 6 1 K 48/00 (2006.01)
 A 6 1 K 35/60 (2006.01)
 A 6 1 P 15/00 (2006.01)

【F I】

C 1 2 N 5/00 B
 A 0 1 K 67/027 Z N A
 C 1 2 N 15/00 A
 A 6 1 K 37/38
 A 6 1 K 37/32
 A 6 1 K 48/00
 A 6 1 K 35/60
 A 6 1 P 15/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年2月1日(2012.2.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

妊性ホルモン投与を用いた魚の卵の発生及び/又は成熟を改善するための方法であって、前記魚に前記ホルモンを産生する培養可能な細胞を提供することを含む、前記方法。

【請求項2】

前記妊性ホルモンが黄体形成ホルモン(LH)、卵胞刺激ホルモン(FSH)又は絨毛性ゴナドトロピン(GC)又はそれらの機能的部分、派生物及び/若しくはアナログを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記培養可能な細胞が前記妊性ホルモンを発現するために遺伝子操作される、請求項1又は請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記妊性ホルモンが前記魚と同じ属に由来する、請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記培養可能な細胞が前記妊性ホルモンをコードする一つ以上の遺伝子を提供される、

請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 6】

前記培養可能な細胞がクローン集団である、請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 7】

前記培養可能な細胞が前記魚における低減した免疫原性に関して選択される、請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 8】

前記魚が回遊性魚類である、請求項 1 ~ 請求項 7 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 9】

妊性ホルモンを産生する培養可能な単離型魚細胞及び/又は培養可能な組み換え型魚細胞。

【請求項 10】

前記培養可能な細胞が前記妊性ホルモンを発現するために遺伝子操作される、請求項 9 に記載の魚細胞。

【請求項 11】

前記培養可能な細胞がウナギ細胞である、請求項 9 又は請求項 10 に記載の魚細胞。

【請求項 12】

請求項 9 ~ 請求項 11 のいずれか 1 項に記載の細胞を含む、魚。

【請求項 13】

前記魚がウナギである、請求項 12 に記載の魚。

【請求項 14】

前記ウナギが*Anguilla*属に属する、請求項 13 に記載の魚。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

注入される細胞のホルモン放出は、卵及び/又は精子の発生及び/又は成熟を刺激するのに十分に高い必要がある。妊性ホルモン (fertility hormone) の過剰発現はそれ自体有毒ではなく、卵及び/又は精子の成熟及び/又は発生の刺激にマイナスに作用しないので、当該ホルモンの発現に関する上限境界は重要ではない。哺乳類界において、種々の移植補助物が、当該細胞の長期の残留を可能にし又は当該細胞の分化を可能にするために開発されてきた。これらの補助物もまた当然ながら、本発明において用いることができる。当該補助物としては、細胞の移植及び接着のためのコラーゲン又は合成マトリクスが挙げられるが、これらに限定されない。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

本発明の好ましい実施態様において、前記ホルモンは卵の発生及び成熟に直接的に関与するホルモンである。そのような妊性ホルモン (fertility hormone) は概して、下垂体又は生殖器によって産生される。好ましい実施態様において、当該妊性ホルモン (fertility hormone) は、黄体形成ホルモン (LH)、卵胞刺激ホルモン (FSH) 又は絨毛性ゴナドトロピン (GC) 又はそのようなホルモンの機能的部分、派生物及び/若しくはアナログを含む。これらのホルモンは、魚の卵及び/又は精子の発生及び成熟の非常に強力な刺激要因である。これらのホルモンは、本質的に極めて保存されており、種の壁をほと

んど有していない。例えば、尿中のヒト妊性ホルモン（fertility hormone）の存在は、それらをカエルの卵と共にインキュベートすることによって検出することができる。同様に、ヒト絨毛性ゴナドトロピン（hGC）はまた、ウナギにも作用し、さらに、コイ及びサケの下垂体抽出物は、ウナギ、タイ及びマスのような多くの様々な魚種に作用する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

本発明は、妊性ホルモン（fertility hormone）を産生する単離魚細胞及び/又は組み換え型魚細胞をさらに提供する。好ましい実施態様において、前記細胞は、前記ホルモンを発現するために遺伝学的に改変される。本発明は、妊性ホルモン（fertility hormone）を発現する能力を提供される魚細胞をさらに提供する。好ましくは、当該魚細胞は、前記妊性ホルモン（fertility hormone）をコードする組み換え型塩基配列及び/又は単離塩基配列を提供される。当該ホルモンが1つ以上のサブユニットからなる場合には、当該魚細胞は好ましくは、前記ホルモンの少なくとも1つのサブユニットをコードする単離塩基配列及び/又は組み換え型塩基配列を提供される。好ましくは、当該魚細胞は、前記ホルモンの全てのサブユニットをコードする塩基配列を提供される。好ましくは、前記細胞は、一般消費者向けの魚である。好ましい実施態様において、前記細胞は、ウナギ、スズキ（シーバス）、タイ、ハリバ、サケ、マス、タラ、コイ、ナマズ及びチョウザメに由来する。好ましくは、前記細胞は、上記で記載されたとおりの細胞、すなわち、初代細胞又はインビトロで長期間培養される株化細胞に由来する細胞である。好ましい実施態様において、当該細胞は、クローン集団の細胞に由来する。好ましくは、前記細胞は、培養細胞、より好ましくは、不死化した培養細胞である。